

～地元弁護士が分かりやすく解説～

「事例で学ぶ！成年後見制度の利用を考えるタイミングとは」

講師：神栖法律事務所 弁護士 安重洋介氏

開催日：令和5年2月10日（金）

時間：午後7時00分～午後8時30分

場所：神栖市保健・福祉会館 新館2階 研修室

定員：50名（先着・要事前予約）

申込方法：どなたでもご参加できます。

裏面申込書によるFAX、もしくは
電話にてお申し込み下さい。



成年後見制度は認知症・知的障害・精神障害などにより、身上監護（福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約）や財産管理（不動産や預貯金の管理、遺産相続等の手続き）などの行為を一人で行うことが難しい場合に法的に保護し、支援する制度です。

「入院費の支払いのため夫の預金通帳から払い戻そうとしたところ、銀行から成年後見制度を利用するように勧められた」、「遺産分割協議をする時に認知症や知的障害のある人が相続人にいる場合は成年後見人が必要と聞いた」、「知的障害のある子の親亡き後が心配だが、いつから準備をしておくか」といふなど、様々な状況によって制度の利用を検討しなければならないことがあります。そのタイミングがいつなのか、本当に必要なのかを迷うことはありませんか。

そこで今回の勉強会では、神栖市で多くの方の成年後見人としても活動する安重弁護士より、成年後見制度の基本的な説明をはじめ、利用するタイミングや、利用する前に知っておきたいメリット・デメリットなど、具体的な事例を交えて法律家の視点で分かりやすく解説していただきます。

ご家族はもちろん、高齢者や障害者に関わる支援者が理解を深めることで、必要な時に・必要な人へ・必要な支援が届くようになります。ご質問をお受けする時間も設けますので、この機会にぜひご参加ください。

会場には情報提供・紹介コーナーを設けています。福祉や医療に関する事業所等のパンフレットやチラシ、研修会のご案内など、配布、展示いたします。当日のご持参でもかまいません。みなさまからの情報をお待ちしています。

申込・問合せ先：神栖市社協 地域福祉総合相談センター 担当 川田、三浦 電話 0299-93-0294

※新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては開催を中止する場合があります。詳しくは、本会ホームページにて開催状況についてご確認ください。